**○総務省
国土交通省告示第八号**

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十五号）の施行に伴い、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う総務省・農林水産省・国土交通省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十六年七月一日から施行する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う総務省・農林水産省・国土交通省関係告示の整理に関する告示

第一　次に掲げる告示は廃止する。

一　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第九号（奄美群島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）

二　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第十四号（奄美群島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）

第二　次に掲げる告示の規定中「第六条の三第十三項」を「第六条の三第十四項」に、「第二十八条の九第十四項」を「第二十八条の九第十五項」に改める。

一　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第三号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が制定された地区を指定する件）

二　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第八号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）

三　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第十一号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）

四　平成二十五年農林水産省国土交通省告示第十二号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）

五　平成二十六年農林水産省国土交通省告示第一号（半島振興対策実施地域において産業投資促進計画が策定された地区を指定する件）

**○総務省
農林水産省
国土交通省告示第九号**

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日

二　産業振興促進計画の作成主体の名称　奄美市

三　産業振興促進計画の名称　奄美市産業振興促進計画

四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県奄美市の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

**○総務省
農林水産省
国土交通省告示第十号**

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日

二　産業振興促進計画の作成主体の名称　大和村

三　産業振興促進計画の名称　奄美群島の振興を促進するための大和村における産業振興促進計画

四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡大和村の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

**○総務省
農林水産省
国土交通省告示第十一号**

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日

二　産業振興促進計画の作成主体の名称　宇検村

三　産業振興促進計画の名称　宇検村産業振興促進計画

四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡宇検村の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。

**○総務省
農林水産省
国土交通省告示第十二号**

奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第八項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月三十日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣　林　芳正
国土交通大臣　太田　昭宏

一　産業振興促進計画を認定した日　平成二十六年六月十一日

二　産業振興促進計画の作成主体の名称　瀬戸内町

三　産業振興促進計画の名称　瀬戸内町産業振興促進計画

四　産業振興促進計画の区域　鹿児島県大島郡瀬戸内町の全域。ただし、製造業については、奄美群島国定公園の特別保護地区、特別地域を除く。